

平成23年（ワ）第886号 浜岡原子力発電所運転終了・廃止等請求事件

原告 石垣 清水 外33名

被告 中部電力株式会社

原告準備書面41

令和元年5月20日

静岡地方裁判所民事第2部合議係 御中

原告ら訴訟代理人を兼ねる

弁護士 鈴木 敏 弘

弁護士 河 合 弘 之

弁護士 青 山 雅 幸

弁護士 大 石 康 智

弁護士 南 條 潤

外

求釈明

1 想定津波

被告の津波高シミュレーションについて以下の事項につき回答されたい。

- (1) 原子力発電所前面の海浜波打ち際、もしくは、波打ち際と同等の評価を
しうる波打ち際よりあまり離れすぎでない（例えば50m）地点におけ
る津波高
- (2) 防潮堤前面における津波と防潮堤の接触前の津波高
- (3) 越流した津波の総量の推定及び敷地内浸水高
- (4) 排水に要する時間及びその方法
- (5) 防潮堤に作用する津波波力に対する健全性評価における、津波波力及び
評価基準値の具体的な数値（N/mm²）
- (6) 上記想定において、津波に前面の海底面に堆積する海砂などが含まれる
ことによる海水の質量が増大、及び、これによる津波の流速・波力に対す
る影響を想定しているか否か

2 要望

前記回答にあたっては、被告が原子力規制委員会のコメントに対して行ってい
る回答のようにその算定手法や根拠をできるだけわかりやすく説明すると共に、
かつ根拠となる証拠を付して行われたい。

以上